

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年4月23日変更）について

緊急事態宣言 （緊急事態措置の実施）	対象区域	東京都、京都府、大阪府及び兵庫県 （重点措置区域から除外）
	期 間	令和3年4月25日から5月11日（17日間）
まん延防止等重点措置を実施すべき <u>区域</u> の追加	対象区域	愛媛県
	期 間	令和3年4月25日から5月11日（17日間）
まん延防止等重点措置を実施すべき <u>期間</u> の延長	対象区域	宮城県、沖縄県
	期 間	宮城県：令和3年4月 5日から5月11日まで 沖縄県：令和3年4月12日から5月11日まで

□ 緊急事態宣言区域における取組

外出の自粛

- ・住民に対して、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に、20時以降の不要不急の外出の自粛）、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請
- ・住民に対して、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることの協力を要請
- ・不要不急の都道府県間の移動は、極力控える。

イベント等の開催制限

- ・催物・イベントについて、原則として無観客での開催を要請（社会生活の維持に必要なものを除く。）

施設の使用制限等

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、左記以外の飲食店に対する20時までの時短要請（※命令・罰則あり）
- ・1000㎡以上の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請（生活必需関係、学び関係、ライフイベント関係等を除く。）
- ・飲食店に対して、客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を要請（※命令・罰則あり）

□ 緊急事態宣言区域における取組

施設の使用制限等

- ・ できる限り全ての飲食店等に対し、休業要請及び時短要請・ガイドラインの遵守を実地に働きかけ
- ・ 住民に対して、路上等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起
- ・ 公立の施設について、宣言期間における閉館や閉園等の検討
- ・ 鉄道、バス等の交通事業者に対して、平日の終電繰り上げ、週末休日における減便等の協力を依頼

職場への出勤等

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減
- ・ 20時以降の勤務の抑制

学校等の取扱

- ・ 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請

□ まん延防止等重点措置の強化

外出の自粛

- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、協力を要請
- ・ 日中も含めた、不要不急の外出・移動の自粛、混在している場所や時間を避けて行動することについて、協力を要請
- ・ 住民に対して、時短要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛するよう協力を要請
- ・ 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、厳に控えるよう促す

施設の使用制限等

- ・ 飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時まで）の要請
- ・ 知事の判断により、飲食店に対して、宣言期間において、酒類の提供を行わないよう要請
- ・ 知事の判断により、「措置区域」以外の地域において、飲食店等に対する営業時間短縮の要請

□ まん延防止等重点措置の強化

施設の使用制限等

- ・ 飲食店等以外の大規模な集客施設（劇場・映画館、デパート等の政令第11条に規定する施設）に対して、
 - ①夜間の人流抑制につながるよう営業時間短縮
 - ②施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底についての働きかけを徹底
- ・ 路上等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起
- ・ 交通事業者に対して、宣言期間中は、平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等の協力を依頼

職場への出勤等

- ・ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること

学校等の取扱い

- ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛